凡例

- 1 本年報は、平成 27年の人口動態統計、医療統計、各種業務統計等の結果を本県で分 類集計したものを収録した。
- 2 内容は、原則として暦年(1月1日~12月31日)によっているが、実施事業の関係 で会計年度(4月1日~3月31日)によったものもある。
- 3 本書は、第1編概要と第2編統計資料からなっている。第1編には人口動態統計、医療統計等の平成27年の概要を記し、第2編にはそれぞれの統計資料を掲載した。

また、第2編統計資料は次のような基準で掲載した。

(1)人口

人口は、昭和 35 年、40 年、45 年、50 年、55 年、60 年、平成 2 年、7 年、12 年、17 年、22 年、27 年については国勢調査の確定人口、その他の年については 10 月 1 日現在の推計人口(埼玉県総務部統計課)である。

(2)人口動態統計

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」に基づく出生、死亡、婚姻、離婚及 び死産の各届書から、調査票を作成し、人口の動的事象を統計的に把握したもので ある。

- ア 出生、死亡、死産は、埼玉県に住所を有する日本人について、1月1日から12 月31日の事件で翌年の1月14日までに届けられたものを対象とした。
- イ 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、そして死産は母の住所で集計した。
- ウ 婚姻、離婚は、夫婦双方又はどちらかが日本人で、平成 27 年中に届出があった ものを対象とした。
- エ 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で集計した。
- (3) 医療統計(医療施設、医療従事者等)

医療施設の分布状況、患者の利用状況、医療等の関係者の従事状況についてまとめたものである。

昭和59年以前は12月31日現在、昭和60年以降は10月1日現在で集計した。また、「医師・歯科医師・薬剤師調査」による医師、歯科医師、薬剤師の従事状況及び「保健師助産師看護師法」に基づく届出による保健師、助産師、看護師、准看護師の従事状況については、それぞれの調査、届出が昭和57年から隔年実施となっている。平成27年は実施年でない。

(4) 感染症及び食中毒統計

感染症統計は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「結核予防法」に基づき、医師から届出られた患者を集計したものである。

食中毒統計は、「食品衛生法」に基づき、食中毒を診断した医師からの届出及び保健所の調査結果(喫食調査、疫学調査ほか)から、保健所長が食中毒事件と判断した

ものについて、事件後、患者の発生状況等を集計したものである。

(5) 地域保健·健康增進事業報告

地域の特性に応じた保健施策を実施主体である保健所・市町村ごとに把握したもので、母子保健・予防接種・健康増進事業などがある。

(6)業務統計等

衛生行政報告例を中心とした公衆衛生、環境衛生、薬務等の衛生関係行政の業務 内容についてまとめたものである。

統計表の表章記号の規約

- 計数のない場合
- … 計数不明の場合又は計数を表章することが不適当な場合
- ・ 統計項目のあり得ない場合
- 0.0 数値の微少(0.05未満)の場合
- △ 減を表す場合

注: なお、掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合 がある。

○厚生労働省ホームページにおいて、厚生労働統計の調査結果を閲覧できる。

http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/

用語の解説

人口動態統計

1 出 産

出生に死産を加えたものをいう。

- 2 低体重児
 - 2,500g 未満の出生児をいう。
- 3 自然增減

出生数から死亡数を減じたものをいう。

4 乳児死亡

生後1年未満の死亡をいう。

5 新生児死亡

生後4週未満の死亡をいう。

6 早期新生児死亡

生後1週未満の死亡をいう。

7 死 産

妊娠満12週(妊娠第4月)以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓膊動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

8 周産期死亡

妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

9 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満 42 日未満(昭和 53 年までは「産後 90 日以内」、昭和 54 年から平成 6 年までは「分娩後 42 日以内」としている)の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

10 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値である。

その年次の年齢別出生状態を1人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生む子供の平均人数を理論的に表したものである。合計特殊出生率が2.07(人口置換水準)を割り込むと人口は減少する。

医 療

1 医療施設の種類

病 院 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人 以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所 医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除 く。)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の 入院施設を有するものをいう。

歯科診療所 歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないも の又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

2 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院

結核療養所 結核病床のみを有する病院

(埼玉県には、平成27年10月1日現在なし)

一般病院 上記以外の病院

地域医療支援病院

他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の 医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を 提供し得る病院として知事が承認した病院(「医療法」(昭和 23 年法 律第 205 号)第 4 条)

医育機関 「学校教育法」(昭和22年法律第26号)において、医学又は歯学の 教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所 附属病院も含む。

3 病床の種類

病床の種別は、従来「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」及び「その他の病床(通称:一般病床)」の4種とされていたが、平成13年3月の「医療法等の一部を改正する法律」の施行により、「その他の病床(療養型病床群を含む。)」は「療養病床」及び「一般病床」に区分され、経過措置期間満了後の平成15年9月から、「精神病床」、「感染症病床」、「結核病床」、「療養病床」及び「一般病床」の5種に改められた。

精 神 病 床 精神疾患を有する者を入院させるための病床

感染症病床 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号)に規定する一類感染症、二類感染症 (結核を除く。) 及び新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床

結核病床 結核の患者を入院させるための病床

療養病床 病院の病床(精神病床、感染症病床、結核病床を除く。)又は一般診療 所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させ るための病床

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床

経過間その他の線末 旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、「医療法等の一部を改正する法律」(平成12年法律第141号)の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床(平成15年8月までの経過措置)

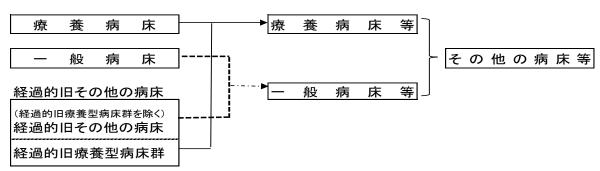
経過的旧療養機械群 「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための一群の病床 (平成 15 年 8 月までの経過措置)

その他の病床等 療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床 (経過的旧療養型病床群 を含む。)

一般病床等 一般病床及び経過的旧療養型病床群を除く経過的旧その他の病床 療養病床等 療養病床及び経過的旧療養型病床群

【医療法上の区分】

【本年報での表章】



4 在院患者

24 時現在、病院の全病床及び診療所の療養病床に在院している患者をいう。

5 新入院患者・退院患者

新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

6 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一 患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

7 従 事 者

有給、無給にかかわらず、10月1日24時現在に在籍する者をいう。

比率の解説

			比 学 () 解 説
1	人口動態調査		
	出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	1年間の事件数 × 1,000 10月1日の人口
	自然増減率	= _	<u>1 年間の自然増減数(出生数-死亡数)</u> × 1,000 10月1日の人口
	乳児死亡率	= _	1 年間の乳児 (出生 1 年未満) 死亡数 × 1,000
			1 年間の出生数
	新生児死亡率	=	1 年間の新生児(生後 4 週未満)死亡数 × 1,000
		_	1 年間の出生数
	死産率(総数・自然・人工)	_	1 年間の死産数 × 1,000
	九连竿(心数:日杰:八工)		1年間の出産数(出生+死産)
	周産期死亡率	= -	妊娠満22週以後の死産数+早期新生児(生後1週未満)死亡数 × 1,000 1年間の出産数(出生+妊娠満22週以後の死産数)
	妊娠満22週以後の死産率 (後期死産率)	= .	<u>1年間の妊娠満22週以後の死産数</u> × 1,000 1年間の出産数 (出生+妊娠満22週以後の死産数)
	早期新生児死亡率	= _	<u>1 年間の早期新生児(生後1週未満)死亡数</u> × 1,000 1 年間の出生数
			1 平间00山工数
	死因別死亡率	=	1年間の死因別死亡数 × 100,000
			10月1日の人口
	合計特殊出生率	=	
			(1年間の母の年齢別出生数 10月1日の年齢別女性人口) * 15歳から49歳までの合計 (5歳階級で算出する時は5倍する)
2	,		
	病床利用率		
	年間病床利用率	=	<u>月間在院患者延数の1月~12月の合計</u> × 100 (月間日数×月末病床数)の1月~12月の合計
	月末病床利用率	=	
	平均在院日数	=	年(月)間在院患者延数 1/2×〔年(月)間新入院患者数+年(月)間退院患者数〕
			, and the control of

死 因 分 類

1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単 う類コード	分 類 名	死因基本 分類コード	死因簡単 分類コード	分 類 名	死因基本 分類コード
01000	感染症及び寄生虫症	A00~B99	09205	心筋症	I42
01100	腸管感染症	A00~A09	09206	不整脈及び伝導障害	I44~I49
01200	結核	A15~A19	09207	心不全	150
01201	呼吸器結核	A15~A16	09208	その他の心疾患	I01∼I02.0,
01202	その他の結核	A17~A19			I27, I30∼I33,
01300	敗血症	A40~A41			I40, I51
01400	ウイルス肝炎	B15~B19	09300	脳血管疾患	I60~I69
01401	B型ウイルス肝炎	B16~B17.0,	09301	くも膜下出血	160, 169.0
	3 × 1/2 × 1/2	B18.0~B18.1	09302	脳内出血	I61, I69.1
01402	C型ウイルス肝炎	B17.1, B18.2	09303	脳梗塞	163, 169,3
		· ·	II		,
01403	その他のウイルス肝炎	B15~B19の残り	09304	その他の脳血管疾患	160~169の残り
01500	ヒト免疫不全ウイルス〔HIV〕病	B20~B24	09400	大動脈瘤及び解離	I71
01600	その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り	09500	その他の循環器系の疾患	100~199の残り
02000	新生物	C00~D48	10000	呼吸器系の疾患	J00~J98
02100	悪性新生物	C00~C97	10100	インフルエンザ	J10~J11
02101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00~C14	10200	肺炎	J12~J18
02102	食道の悪性新生物	C15	10300	急性気管支炎	J20
02103	胃の悪性新生物	C16	10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44
02104	結腸の悪性新生物	C18	10500	喘息	J45~J46
02105	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	C19~C20	10600	その他の呼吸器系の疾患	J00~J98の残り
02106	肝及び肝内胆管の悪性新生物	C22	11000	消化器系の疾患	K00~K92
02100	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23~C24	11100	円に扱ぶの大忠 胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~27
			II		
02108	膵の悪性新生物	C25	11200	ヘルニア及び腸閉塞	K40~K46, K56
02109	喉頭の悪性新生物	C32	11300	肝疾患	K70∼K76
02110	気管, 気管支及び肺の悪性新生物	C33~C34	11301	肝硬変(アルコール性を除く)	K74.3~K74.6
02111	皮膚の悪性新生物	C43~C44	11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り
02112	乳房の悪性新生物	C50	11400	その他の消化器系の疾患	K00~K92の残
02113	子宮の悪性新生物	C53~C55	12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00~L98
02114	卵巣の悪性新生物	C56	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00∼M99
02115	前立腺の悪性新生物	C61	14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98
02116	膀胱の悪性新生物	C67	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00~N15
02117	中枢神経系の悪性新生物	C70~C72.	14200	图不全	N17~N19
72117	中枢神経术の窓住利工物	'	II		
	Total and Cont.	C75.1~C75.3	14201	急性腎不全	N17
02118	悪性リンパ腫	C81~C85	14202	慢性腎不全	N18
02119	白血病	C91~C95	14203	詳細不明の腎不全	N19
02120	その他のリンパ組織、造血組織及び	C88~C90, C96	14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残
	関連組織の悪性新生物		15000	妊娠、分娩及び産じょく	O00~O99
02121	その他の悪性新生物	C00~C97の残り	16000	周産期に発生した病態	P00~P96
02200	その他の新生物	D00∼D48	16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08
02201	中枢神経系のその他の新生物	D32~D33,	16200	出産外傷	P10~P15
		D35.2~D35.4,	16300	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29
		D42~D43.	16400	周産期に特異的な感染症	P35~P39
		D44.3~D44.5	16500	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61
02202	中枢神経系を除くその他の新生物	D00~D48の残り	16600	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り
	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害		II		
03000		D50~D89	17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99
03100	貧血	D50~D64	17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07
03200	その他の血液及び造血器の疾患並びに	D65∼D89	17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28
	免疫機構の障害		17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24
04000	内分泌, 栄養及び代謝疾患	E00∼E88	17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28
04100	糖尿病	E10~E14	17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45
04200	その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E00~E88の残り	17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残
05000	精神及び行動の障害	F01~F99	17500	染色体異常, 他に分類されないもの	Q90~Q99
05100	血管性及び詳細不明の認知症	F01~F03	18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で	R00~R99
05200	その他の精神及び行動の障害	F04~F99		他に分類されないもの	1
06000	神経系の疾患	G00~G98	18100	老衰	R54
06100	神経系の疾患 髄膜炎	G00~G98	18200		R95
			II	乳幼児突然死症候群	
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群 ************************************	G12	18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・	R00~R99の残
06300	パーキンソン病	G20	II	異常検査所見で他に分類されないもの	I
06400	アルツハイマー病	G30	20000	傷病及び死亡の外因	V01∼Y89
06500	その他の神経系の疾患	G00~G98の残り	20100	不慮の事故	V01∼X59
07000	眼及び付属器の疾患	H00∼H57	20101	交通事故	V01∼V98
08000	耳及び乳様突起の疾患	H60∼H93	20102	転倒•転落	W00∼W17
09000	循環器系の疾患	100∼199	20103	不慮の溺死及び溺水	W65∼W74
09100	高血圧性疾患	I10~I13	20104	不慮の窒息	W75~W84
09101	高血圧性心疾患及び心腎疾患	I11, I13	20105	煙、火及び火炎への曝露	X00~X09
09102	その他の高血圧性疾患	I10, I12	20103	有害物質による不慮の中毒及び	X40~X49
		1	20100		A40. A49
09200	心疾患(高血圧性を除く)	I01 ~I02.0,		有害物質への曝露	
		105~109,	20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残
		I20∼I25,	20200	自殺	X60~X84
		I27, I30∼I51	20300	他殺	X85∼Y09
09201	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09	20400	その他の外因	Y10~Y89
09202	急性心筋梗塞	I21~I22	22000	特殊目的用コード	U04
			II		
09203	その他の虚血性心疾患	I20, I24~I25	22100	重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04

注:これらの分類を精神保健の分野で使用する場合は、「精神及び行動の障害」を「精神疾患」と読み替えて使用することができる。

2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

	2 医扒丸四刀類C丸四间中刀類及U外四盔平刀類Cり刃思衣					
選択死因	 分 類 名	死因簡単	死因基本			
分類コード)	分類コード	分類コード			
Se01	 結核	01200	A15~A19			
Se01	1617 悪性新生物	02100	C00~C97			
3602	芯に利工物 (再掲)	02100	000.001			
Se03	(円掲) 食道の悪性新生物	02102	C15			
Se03	艮垣の志住利王初 胃の悪性新生物	02102	C16			
Se04 Se05	胃の悪性利生物 結腸の悪性新生物	02103	C18			
Se05	福陽の悪性新生物 直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	02104	C18 C19~C20			
Se00	直腸3状粘腸を11部及び直腸の悪性新生物 肝及び肝内胆管の悪性新生物	02105	C19. C20			
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物 胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	02100	C23~C24			
Se08	脳のり及いその他の胆道の悪性新生物 膵の悪性新生物	02107	C25 C24			
Se09 Se10	降の窓住利王初 気管,気管支及び肺の悪性新生物	02108	C33~C34			
Se10	XE, XE文及び前の志住新生物 乳房の悪性新生物	02110	C50			
Sell Sell	乳房の悪性利生物 子宮の悪性新生物	02112	C50 C53~C55			
Se12	丁宮の窓住利主物 白血病	02113	C91~C95			
Se13		04100	E10~E14			
Se14 Se15	福水柄 高血圧性疾患	09100	I10~I13			
Se15	同皿圧圧疾患 心疾患 (高血圧性を除く)	09100	100~113 101~102.0,			
Sero	心疾患(同血圧性を除く) 	09200	101~102.0, 105~109,			
			120~125, 127,			
			120~125, 127, 130~151			
	 (再掲)		130/~131			
Se17	(共殖) 急性心筋梗塞	09202	I21∼I22			
Se17	ぶほで別伎墓 その他の虚血性心疾患	09202	120, 124~125			
Se10	不整脈及び伝導障害	09206	144~149			
Se19	介ェ派及の位等障点 心不全	09207	I50			
Se21	脳血管疾患	09300	I60∼I69			
0021	(再掲)	00000	100 100			
Se22	くも膜下出血	09301	160, 169.0			
Se23		09302	I61, I69.1			
Se24	脳梗塞	09303	163, 169.3			
Se25	大動脈瘤及び解離	09400	I71			
Se26	肺炎	10200	J12~J18			
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41~J44			
Se28	喘息	10500	J45~J46			
Se29		11300	K70∼K76			
Se30	腎不全	14200	N17~N19			
Se31	老衰	18100	R54			
Se32	不慮の事故	20100	V01∼X59			
	(再掲)					
Se33	交通事故	20101	V01∼V98			
Se34	自殺	20200	X60∼X84			

注:選択死因分類コードの Se は Selection の略である。

3 死因順位に用いる分類項目

死因簡単 分類コード	分 類 名	死因簡単 分類コード	分 類 名	死因簡単 分類コード	分 類 名
01100	腸管感染症	07000	眼及び付属器の疾患	12000	皮膚及び皮下組織の疾患
01200	結核	08000	耳及び乳様突起の疾患	13000	筋骨格系及び結合組織の疾患
01300	敗血症	09100	高血圧性疾患	14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患
01400	ウイルス肝炎	09200	心疾患(高血圧性を除く)	14200	腎不全
01500	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病	09300	脳血管疾患	15000	妊娠,分娩及び産じょく
02100	悪性新生物	09400	大動脈瘤及び解離	16000	周産期に発生した病態
02200	その他の新生物	10100	インフルエンザ	17000	先天奇形, 変形及び染色体異常
03100	貧血	10200	肺炎	18100	老衰
04100	糖尿病	10300	急性気管支炎	18200	乳幼児突然死症候群
05100	血管性及び詳細不明の認知症	10400	慢性閉塞性肺疾患	20100	不慮の事故
06100	髄膜炎	10500	喘息	20200	自殺
06200	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	20300	他殺
06300	パーキンソン病	11200	ヘルニア及び腸閉塞		
06400	アルツハイマー病	11300	肝疾患		

注:新生児の細菌性敗血症は「周産期に発生した病態」に、高血圧性心疾患は「高血圧性疾患」に含まれる。

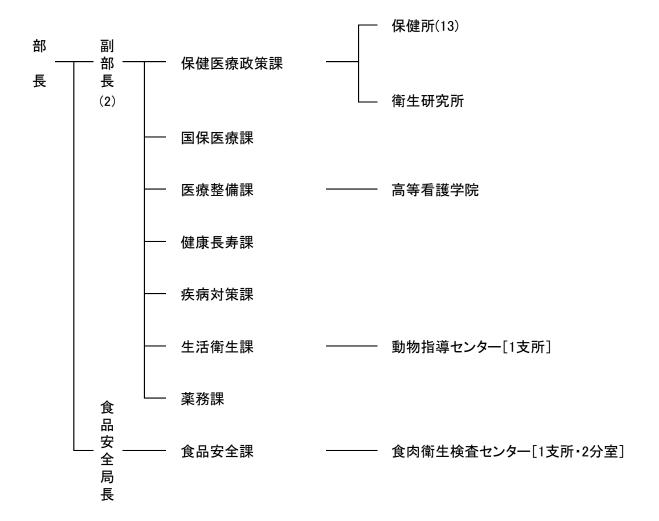
4 乳児死因簡単分類と死因基本分類及び死因簡単分類との対照表

乳児死因簡単 分類コード	 分類名 	死因基本分類コード	死因簡単分類との対応
Ba01	 腸管感染症	A00~A09	01100
Ba02	敗血症	A40~A41	01300
Ba03	^	B05	01600の一部
Ba04	ウイルス肝炎	B15∼B19	01400
Ba05	- その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り	01000(Ba01~04を除く)
Ba06	思性新生物	C00~C97	02100
Ba07	白血病	C91~C95	02119
Ba08	その他の悪性新生物	C00~C97の残り	02100(Ba07を除く)
Ba09	その他の新生物	D00∼D48	02200
Ba10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	E40~E64	04000の一部
Ba11	代謝障害	E70~E88	04000の一部
Ba12	髄膜炎	G00~G03	06100
Ba13	予髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12	06200
Ba14		G80	06500の一部
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	I01 ~I02.0,	09200
Бато	心状心(同血圧圧を除く)	105~109,	03200
		120~125, 127,	
D-16		I30~I51	09300
Ba16	脳血管疾患	160~169	
Ba17	インフルエンザ *****	J10~J11	10100
Ba18	肺炎 ****	J12~J18	10200
Ba19		J45~J46	10500
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	K40∼K46, K56	11200
Ba21	肝疾患	K70∼K76	11300
Ba22	腎不全	N17~N19	14200
Ba23	周産期に発生した病態	P00∼P96	16000
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05∼P08	16100
Ba25	出産外傷	P10~P15	16200
Ba26	出生時仮死	P21	16300の一部
Ba27	新生児の呼吸窮<促>迫	P22	16300の一部
Ba28	周産期に発生した肺出血	P26	16300の一部
Ba29	周産期に発生した心血管障害	P29	16300の一部
Ba30	その他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29の残り	16300の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	P36	16400の一部
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	P35~P39の残り	16400の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61	16500
Ba34	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り	16000 (Ba24~33を除く)
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99	17000
Ba36	神経系の先天奇形	Q00~Q07	17100
Ba37	心臓の先天奇形	Q20~Q24	17201
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28	17202
Ba39	呼吸器系の先天奇形	Q30~Q34	17400の一部
Ba40	消化器系の先天奇形	Q35~Q45	17300
Ba41		Q65~Q79	17400の一部
Ba42	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り	17400の残り
Ba43	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	Q90~Q99	17500
Ba44	1 乳幼児突然死症候群	R95	18200
Ba45	- その他のすべての疾患	D50~R99の残り, U04	上記以外の残り(Ba01~09を除く)
Ba46	不慮の事故	V01~X59	20100
Ва47	- 不愿の事故 - 交通事故	V01~V39	20101
Ва48	文世争成 転倒・転落	W00~W17	20102
Ва49	**☆ **☆ 不慮の溺死及び溺水	W65~W74	20102
Ba50	胃内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん<吸引> スの他の不虚の容息	W78~W80	20104の一部
Ba51	その他の不慮の窒息	W75~W84の残り	20104の残り
Ba52	煙、火及び火炎への曝露	X00~X09	20105
Ba53	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49	20106
Ba54	その他の不慮の事故	W00~X59の残り	20107
Ba55	他殺	X85∼Y09	20300
Ba56	 その他の外因 寛単分類コードの Ba け Baby の略であろ	Y10~Y89	20400

注:乳児死因簡単分類コードの Ba は Baby の略である。

保健医療部機構図

平成27年4月1日現在



保健所一覧

〔埼玉県〕

平成27年4月1日現在

名称	電話番号	所在地	担当区域	
在 柳	FAX番号	別任地		
山口伊伊元	048-262-6111	〒333-0842	WD+ #+ = m+	
川口保健所	048-261-0711	川口市前川1-11-1	川口市、蕨市、戸田市	
朝霞保健所	048-461-0468	〒351-0016	朝霞市、志木市、和光市、新座市、	
别段体健別	048-460-2698	朝霞市青葉台1-10-5	富士見市、ふじみ野市、三芳町	
春日部保健所	048-737-2133	〒344-0038	春日部市、松伏町	
各口部体性別	048-736-4562	春日部市大沼1-76	各口部川、佐仏叫 	
草加保健所	048-925-1551	 ∓ 340−0035	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	
早加休健別	048-925-1554	草加市西町425-2	早加川、八州川、三畑川、日川川	
鴻巣保健所	048-541-0249	〒365-0039	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、	
海来 体链別	048-541-5020	鴻巣市東4-5-10	伊奈町	
東松山保健所	0493-22-0280	 - - - - - 355−0037	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、	
果馅田味健別	0493-22-4251	東松山市若松町 2-6-45	川島町、吉見町、ときがわ町、東秩父村	
坂戸保健所	049-283-7815	〒350-0212	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、	
双户 休健別	049-284-2268	坂戸市石井2327-1	鳩山町	
狭山保健所	04-2954-6212	〒350−1324	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、	
沃山 床链別	04-2954-7535	狭山市稲荷山2-16-1	日高市	
加須保健所	0480-61-1216	 - ∓347–0031	 行田市、加須市、羽生市	
加溴床链剂	0480-62-2936	加須市南町5-15	打田印、加須印、初王印	
幸手保健所	0480-42-1101	〒 340−0115	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、	
辛于休健別	0480-43-5158	幸手市中1-16-4	宮代町、杉戸町	
熊谷保健所	048-523-2811	〒360-0031	熊谷市、深谷市、寄居町	
熙谷体健 別	048-523-4486	熊谷市末広3-9-1	熊谷川、沐谷川、奇店町	
本庄保健所	0495-22-6481	〒367-0047	本庄市、美里町、神川町、上里町	
个压体性 仍	0495-22-6484	本庄市前原1-8-12	个工 中 、 天 王 町 、 种 川 町 、 工 王 町	
秩父保健所	0494-22-3824	〒368-0025	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、	
休人休 姐/川	0494-22-2798	秩父市桜木町8-18	小鹿野町	

〔市設置の保健所〕

さいたま市保健所	048-840-2205	〒330-0013	さいたま市
さいたま川木健別	048-840-2228	さいたま市中央区鈴谷7-5-12	C () C S ()
山地士伊伊武	049-227-5101	〒350−1104	川越市
川越市保健所	049-224-2261	川越市小ヶ谷817-1	川越市
地公士 伊伊託	048-973-7530	〒343-0023	## 公士
越谷市保健所	048-973-7534	越谷市東越谷10-81	越谷市

二次保健医療圏一覧

平成27年4月1日現在

			平成27年4月1日現在	
	二次保健医療圏	圏域内保健所	圏域内市町村	
南部	保健医療圏	川口保健所	川口市、蕨市、戸田市	
南西i	部保健医療圏	朝霞保健所	朝霞市、志木市、和光市、新座市、 富士見市、ふじみ野市、三芳町	
東部	保健医療圏		下記市町	
 副	事 <i>如(北)児</i> 健医療圏	春日部保健所	春日部市、松伏町	
次	東部(北)保健医療圏	越谷市保健所	越谷市	
圏	東部(南)保健医療圏	草加保健所	草加市、八潮市、三郷市、吉川市	
さい	たま保健医療圏	さいたま市保健所	さいたま市	
県央	保健医療圏	鴻巣保健所	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、 伊奈町	
川越.	比企保健医療圏		下記市町村	
副	川越比企(北)保健医療圏	東松山保健所	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、 川島町、吉見町、ときがわ町、 東秩父村	
次 圏		坂戸保健所	坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、 越生町、鳩山町	
		川越市保健所	川越市	
西部位	保健医療圏	狭山保健所	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、 日高市	
利根	保健医療圏		下記市町	
副	利根(北)保健医療圏	加須保健所	行田市、加須市、羽生市	
次 圏	利根(南)保健医療圏	幸手保健所	久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町	
北部保健医療圏			下記市町	
副	北部(東)保健医療圏	熊谷保健所	熊谷市、深谷市、寄居町	
次 圏	北部(西)保健医療圏	本庄保健所	本庄市、美里町、神川町、上里町	
秩父保健医療圏		秩父保健所	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、 小鹿野町	

市町村合併等の状況

合併日	新市町名	旧市町村名
平成13年5月1日	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成17年1月1日	飯能市	飯能市、名栗村
平成17年4月1日	さいたま市	さいたま市、岩槻市
平成17年4月1日	秩父市	秩父市、吉田町、大滝村、荒川村
平成17年10月1日	熊谷市	熊谷市、大里町、妻沼町
平成17年10月1日	春日部市	春日部市、庄和町
平成17年10月1日	鴻巣市	鴻巣市、吹上町、川里町
平成17年10月1日	ふじみ野市	上福岡市、大井町
平成17年10月1日	小鹿野町	小鹿野町、両神村
平成18年1月1日	行田市	行田市、南河原村
平成18年1月1日	深谷市	深谷市、岡部町、川本町、花園町
平成18年1月1日	神川町	神川町、神泉村
平成18年1月10日	本庄市	本庄市、児玉町
平成18年2月1日	ときがわ町	都幾川村、玉川村
平成19年2月13日	熊谷市	熊谷市、江南町
平成22年3月23日	久喜市	久喜市、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町
平成22年3月23日	加須市	加須市、騎西町、北川辺町、大利根町
平成23年10月11日	川口市	川口市、鳩ヶ谷市
平成24年10月1日	白岡市	白岡町

■保健所管内図(平成27年4月1日現在)



21

■二次保健医療圏域図(平成27年4月1日現在)

